

令和4年 第9回

苓北町農業委員会総会会議録

台風11号が大変心配しておりましたが、直撃は免れてたいした被害もなく通過したようなことではございますが、また、台風が発生しており、今のところ同じようなコースをたどるようでございます。やはりこの時期は台風が多ございますので、気分的にも気が休まらない時期でございます。

今日の新聞は皆さん読まれましたか。ローカル版のところに来年1月に私達の町も町長と町会議員さんの選挙が執り行われますけど、苓北町も選挙に向かって大きく動き出したんじゃないかなというような感じが致しております。

それでは皆さん、本日の総会よろしくお願いたします。

事務局

ありがとうございました。

本日は、全員出席でございます。

出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は小野会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願い致します。

議長

はい。それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご意義ございませんか。

(はい。の声あり)

それでは、5番の荒木委員さんと6番の瀬形委員さんをお願いを致します。

本日の会議書記には、農業委員会事務局の川原氏、松野氏を指名致します。

議長

それでは、日程第2、議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい、2ページをお開きください。日程第2、議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。

令和4年9月8日 苓北町農業委員会 会長 小野三幸。

今回、3ページと6ページの2件について申請がっておりますのでご審議いただきたいと思います。

3ページをご覧ください。

整理番号1の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、苓北町内田の畑1筆、面積は346㎡です。

転用の目的は、駐車場です。

権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は「譲受人はみかん農家を営んでおり、選果作業時に現在の駐車場では手狭であるため、駐車場を確保したいとのことです。また、申請地は長年耕作されていない土地であることから駐車場へ転用をしたいとのことです。

申請地は、4ページから5ページをご覧くださいと思いますが、場所は内田の苓北タクシーから協和生コンクリートに抜ける譲受人の自宅前になります。

審議の要点につきましては、記載のとおりであり、適当であると判断しております。また、申請箇所は農業振興地域内の農用地区域外であり、農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地という理由から、第2種農地と判断しております。以上でございます。

次に6ページをご覧ください。

整理番号2の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、苓北町坂瀬川田1筆、面積は531㎡と畑1筆、面積は246㎡の合計777㎡です。

転用の目的は、資材置き場です。

権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は「借受人は建設業を営んでおり、これまで使用してきた資材置き場を所有者へ返還したため、当該地を転用し、資材置き場とする計画です。申請地は現在は耕作されておらず、会社からも近く道沿いにあるため、申請地を転用したいということでございます。

申請地は、7ページから8ページをご覧くださいと思いますが、場所は坂瀬川和田にあります農協の選果場の道向いになります。

審議の要点につきましては、記載のとおりであり、適当であると判断しております。また、申請箇所は農業振興地域内の農用地区域外であり、農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地という理由から、第2種農地と判断しております。以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございました。まず、整理番号1の件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

林田委員

はい。

議 長

林田委員。

林田委員

3ページの番号1の案件ですが、事務局の方と私が現地確認をしております。

ここに文章ででておりますように、自分ところの小屋の前では、自家用車でいっぱいと、手伝いの方や視察団が来られた時にどうしても止めるところがないということで申請をしたということでございます。

特に何ら問題がないと確認をしてきましたので報告いたします。

議 長

ありがとうございます。ほかにございませんか。

(ありません。の声)

はい、ありがとうございました。次に、整理番号2の件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

瀬形委員

はい。

議 長

瀬形委員。

瀬形委員

私の担当地区になりますので説明したいと思います。

9月2日に申請人の借り人と面談をしまして現地確認を行ってきました。

申請地は以前、貸し人の父親が果樹園として耕作をしておりましたが、現在は耕作をされていまして、荒廃農地となっております。今年に入って樹木の伐採をしたところなんですけど、今後耕作をする予定はないということでございました。

一方で、借り人については先ほど事務局の方から説明がありました。建設業を営んでおられてこれまで借用していた資材置き場を返却するというので新たに資材置き場を探していたということです。

今回資材置き場として貸してもらえないかと相談したところ、うまく話がまとまったというところです。

資材置き場に利用するにあたりまして、嵩上げの計画はなく、また、排水についても隣接する河川に流すなど周囲へ影響が出ないように配慮するというのでございました。

隣接の同意も得ており特に問題はないと思います。

私からは以上です。

議長

ほかにございませんか。

(ありません。の声)

ないようでございますので、議案第8号につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、議案第8号は原案どおり認定することに致します。

議長

続きまして、日程第3. 議案第9号 非農地判断についてを議題と致します。
事務局に説明を求めます。

事務局

はい、9ページをお開きください。 日程第3. 議案第9号 非農地判断について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断ついて附議する。

令和4年9月8日 苓北町農業委員会 会長 小野三幸。

この判断は農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について審議していただくものです。

今回、10ページの1件について申請がっておりますのでご審議いただきたいと思います。

位置図及び字図につきましては11ページ、12ページに図示しております。場所は、都呂々大河内から千保林道を約2.4km上った道下になります。

令和4年9月2日に福田委員及び事務局職員で現地調査を行っております。調査の結果につきましては13ページに記載をしております。

議長 はい。ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

福田委員 はい。

議長 福田委員。

福田委員 9月2日に事務局と非農地の確認に行かせていただきました。非農地を見てきましたところ、杉の木が大分大きくなっていて、これは農地としては認められないだろうということで確認してきましたので、よろしくをお願いします。

議長 この件につきまして、他にご意見ございますか。

(ありません) の声あり

ないようでございますので、調査対象につきまして、農地に該当しないということでございます。この判断につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので調査対象の農地につきましては、原案どおり農地には該当しないということに決定を致します。

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局 事務局からその他事項がございます。

1. 許可不要転用届出について

次回、令和4年第10回総会は、令和4年10月6日（木）午前9時30分から庁議室で開催する予定です。事務局からは以上です。

議長 はい、ありがとうございました。皆様から他に何かございましたら、挙手をお願い致します。

(ありません。の声あり)

議長 ないようでございます。
農業委員会の議題は以上でございます。
以上をもちまして、令和4年第9回総会を閉会致します。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

閉会 午前10時45分

会 長

署 名 委 員

署 名 委 員
